

翻 訳

南西ドイツ＝バーデンにおける地方自治法制の展開(3)

——ゲマインデ市民の権利及び市民権の取得に関する法律——

高 橋 洋

まえがき

今回訳出を試みたバーデン「ゲマインデ市民の権利及び市民権の取得に関する法律」は、前回の「ゲマインデの憲法及び行政に関する法律」と同時に1831年12月31日に発布され、後者と一体となってバーデンの近代地方自治制度を形成した重要な法律である。この法律は、専ら市民権の内容及び市民権の得喪に関して規定するものであるが、それだけにきわめて詳細な規定がおかれている。

その特徴として、市民権の取得に関しては、市民の子弟に認められる生得の市民権の発効とゲマインデの受け入れ承認による市民権取得の二つの方法が認められたが、それぞれにその要件が厳密に定められた。しかも、市民権取得がゲマインデの当局によって拒否された場合に申請者の側から国家官庁への訴願の道が開かれたことにより、市民権の得喪について国家の側からの強い統制が及ぶことになった。またさらに、従来の被保護市民はゲマインデによる市民権付与を待たずに市民権を認められた。このことによって市民の数が増え、市民自治の基盤が拡大されることになった。

しかし、同時にこのことはゲマインデ自治が住民全体による自治ではなく、特権的な市民団による自治という性格を残すことになった。つまり、ユダヤ人

については旧来の法によるとされ、市民としての扱いがなされなかった。また市民以外に、隷農（Insassen）身分や、さらに市民でも隷農でもない住民をも存在させることになった。後者はいずれかのゲマインデに居住する権利こそ認められ、一定の期限後市民権を付与される道が開かれたが、その間はゲマインデに関して無権利状態におかれたのである。

訳出に使用したテキストは、A.Christ:Das badische Gemeindegesetz, sammt allen darauf Bezug habenden Gesetzen, Verordnungen, allgemeinen Ministerialscheidungen und versuchter Lösung aller bis jetzt entstandenen Streitfragen. Dritte, stark vermehrte Auflage. 1845 ss. 219—304所収のものである。

ゲマインデ市民の権利及び市民権の取得に関する法律

神の恩寵による、バーデン大公、ツェーリンゲン公レオポルド

余は、余の信頼する等族の同意をもって、次のように決定し、命令する。

第1章

総則

ゲマインデ市民の権利

第1条 ゲマインデ市民の権利は以下の通りとする。

- 1) ゲマインデに定住し、あらゆるゲマインデの施設を利用する権利。
- 2) ゲマインデ総会での投票権。
- 3) あらゆるゲマインデの公職への選挙権と被選挙権。
- 4) ゲマインデ所有地及び共有地の利用権。

但し、2号、3号、4号に掲げられた権利は、ゲマインデの憲法及び行政に関する法律の規定に基づく。

- 5) 同法律の規定に基づいてあらゆる営業を行う権利。
- 6) 不動産を無制限に取得する権利。
- 7) 何人であれ、所属するゲマインデにおいて結婚し世帯を持つ権利。
- 8) 貧困に陥ったとき、ゲマインデの資金からの扶助を請求する権利。

生得の市民権を有しているが、未だその市民権が発効していない者には、1号、6号及び8号に掲げられた権利が帰属する。

第2条 あらゆるゲマインデ市民の権利は、ゲマインデの憲法に関する法律及び他の現行法律が区別を設けていないかぎり、平等である。

第3条 何人も、今後二つ以上のゲマインデにおいて市民権を保有することができない。

第2章

市民権の取得

第4条 市民権は、

- 1) 出生により、
- 2) 受け入れ承認により、

取得される。

第5条 市民の娘は、生得の市民権を有するが、ゲマインデ市民と結婚した時にはじめて市民権を発効させることができる。

その他の婦人は、ゲマインデ市民との婚姻もしくはその夫の市民受け入れ承認によってのみ、市民権を取得することができる。

妻は、離婚もしくは結婚が無効を宣告された後も、その夫が結婚の解消の時に市民権を有していたゲマインデにおいて、市民権を引き続き保持する。但し、その妻は、夫の存命中は、市民的用益に対する請求権を持たない。

第1節

出生による市民権の取得

第6条 すべて嫡出子は、その父が（その者の）出生時に、もしそれ以前に父が死亡している場合にはその死亡時に、市民であったゲマインデにおいて、生得の市民権を有する。

第7条 非嫡出子は、その母が出産時に生得の市民権を有しているゲマインデにおいて市民権を取得する。

第8条 まだ親権のもとにあり、結婚契約によってないしはそれ以前に法律上父によって認知されていた子は、後の両親の婚姻によって、父が婚姻時にそれを有していたゲマインデにおいて市民権を取得する。以前の、母を通じて取得されていた市民権は停止される。

第9条 子が両親の婚姻時に既に親権のもとにはない場合には、その者は従来の市民権を引き続き保持する。

第10条 生得の市民権が発効するためには、以下のことが必要である。

- 1) 成年に達すること。
- 2) 家計を維持するに足る財産もしくは生計手段を有していること。および、
- 3) 生計手段の行使が法律上の条件によって制約されている限りにおいて、その条件が充足されていることの証明。

第11条 その市民権を発効させようと思う者は、ゲマインデ評議会にその意思を表明し、必要条件を証明しなければならない。

第12条 生得の市民権の発効のためには、以下の金額を支払わねばならない。

カールスルーエ市、マンハイム市、フライブルク市、及びハイデルベルク市においては、……………10フローリン
 人口 3,000人を越す他の都市では、…………… 8 フローリン
 他のすべての都市では、…………… 5 フローリン
 農村ゲマインデでは、…………… 3 フローリン
 ゲマインデ評議会は、委員会の同意のもとに、貧しい者に対してこの料金の全部または一部を免除することができる。

婦人は、生得の市民権（第5条）の発効のために、上記の手数料を支払う必要はない。

第13条 前条の手数料以外には、いかなる名目にせよ、ゲマインデ金庫に対しても、ゲマインデ評議会に対しても、支払う必要はない。

第14条 ゲマインデにおいて、新たに受け入れ承認された市民（第38条）に対し共同利用の地域の施設のための特別の寄付金が求められるような場合には、かかる寄付金は、生得の市民権の発効についても適用することができる。

第2節

受け入れ承認による市民権の取得

第15条 この法律の規定に基づいて市民を受け入れ承認する権利は、ゲマインデ評議会にのみ帰属する。

但し、ゲマインデ評議会の決議は、市民委員会の同意の後にのみ、その効力を生ずることができる。

シュタンデスヘル及びグルンドヘルの所領においては、第40条及び第54条の場合にあっては受け入れ申請に関してシュタンデスヘル及びグルンドヘルの意見を聞かなければならない。

第16条 市民の承認に際しては、時期を区切ったり、法的な権利を制限するような条件を付してはならない。

第17条 すべてバーデン国民は、その人的資格を有し、法的条件を満たすなら、自分自身とその親権のもとにある子供のために、大公国のあらゆるゲマインデにおいて市民としての受け入れを求めることができる。なお受け入れられた者の親権のもとにある子供は、父親の受け入れにより、市民権を取得し、今まで他のゲマインデにおいてその者に帰属していた市民権を失う。

第18条 人的資格とは、

- 1) 成年に達していること、
- 2) 品行方正であること、をいう。

第19条 以下の者は品行方正ではない。

- 1) 裁判所の判決により、2年以上の自由刑もしくは公職の罷免を言い渡されたすべての者。
- 2) 受け入れ承認に先立つ最近5年間に、窃盗もしくは詐欺により、あるいは横領により、または自堕落な行状により、なんらかの軽罰に処せられたことのあるすべての者。
- 3) 申請書の提出時に、刑事上の訴追を受けているすべての者。
- 4) 明らかに戸主の責任を果たしていないすべての者。

第20条 申請者は、その者が申請をなす直前の年に滞在していたゲマインデのゲマインデ評議会による品行方正たることの証明書を提出しなければならない。

受け入れ承認を申請されたゲマインデのゲマインデ評議会は、もし申請者が良き品行の証明を付した申請を行う直前に外国から帰って来た者であったり、どこにも品行が悪いことの嫌疑が存在しない場合には、この証明書の提出を免除することができる。

第21条 禁治産者及び聾啞者についても、ゲマインデ評議会は受け入れ承認を拒むことができる。

第22条 市民の受け入れ承認の法律的条件は以下の通りである。

- 1) 第10条の2号及び3号の規定に基づく、一定の生計手段の証明。
- 2) 第23条によって確定される資産の所有。

第23条 以下の資産が存在しなければならない。

- 1) カールスルーエ、マンハイム、フライブルク、及びハイデルベルクの諸都市においては1000グルデン。
- 2) コンスタンツ、ラシュタット、フォルツハイム、ヴェルトハイム、ブルクザール、オッフエンブルク、ドウルラッハ、ラール、バーデン及びエトリンゲンの諸都市においては600グルデン。
- 3) その他の都市及び農村ゲマインデにおいては、300グルデン。

第24条 ゲマインデ市民と結婚した外国人の婦人、ならびにゲマインデにおいて受入れを承認さるべき市民の妻については、150フローリンの資産所有を証明しなければならない。

第25条 資産には、市民受け入れを申請している者が自分自身で、かつ債務を差し引いた後なお所有しているもののみを計算する。

第26条 衣服や下着は資産計算から除外され、算入されない。

第27条 志望者によって支払われるべき加入金を差し引いて残ったもののみが、証明されるべき資産と見做される。

第28条 市民の娘もしくは市民の寡婦との結婚のために受け入れ承認を申請

する場合には、婚約者両名の自己の抵当に入っていない資産を合算することができる。

第29条 前条の場合、志望者には、申告された結婚が成立した場合にはその者に市民権を付与する、という暫定的な約束のみを与えることができる。市民受け入れは、婚姻が成立したときにはじめて発効する。

第30条 受け入れ承認に先立って加入金を現金で支払うことは、法律上の条件である。加入金の額は以下のように定める。

- a) カールスルーエ、マンハイム、フライブルク、及びハイデルベルクの諸都市においては120グルデン。
- b) 人口3000人を越す他のすべての都市では、その他の課税総資本額を、国家市民たる住民を算入しない人口数で割った額の10パーセント。
- c) 人口3000人に満たない諸都市では、課税総資本額を前号のように分割して各人に課される額の8パーセント、農村ゲマインデではその5パーセント。

但し、b)、c)の場合において、課税総資本額の頭割りが1000フローリンを越えるときには、それを越える額については百分率を算出してはならない。

第31条 志望者の妻であって、受け入れ承認が申請されているゲマインデの市民の娘でも市民の寡婦でもない者、ならびにゲマインデ市民と結婚する外国人の婦人については、承認さるべき外国人の男性がこの法律に従って支払わなければならない加入金の半額を支払うものとする。

第32条 承認時にいまだ父の親権の下にある志望者の子については、特別の加入金は支払われない。

第33条 市民の娘もしくは市民の寡婦と結婚するために市民受け入れ承認を申請する場合には、加入金の半額を支払うものとする。その婚姻が承認後に解消されたなら、第29条の事例に該当しないかぎり、後になってその者が市民の娘と結婚しようとしまいと、残りの半額の事後的支払いが義務づけられる。

死亡によってその婚姻が不可能になった場合には、残りの半額は支払う必要がない。

第34条 ゲマインデに共有地用益が存する場合、申請者は加入金以外にさら

に、10年間の平均に基づいて算出されるべき、毎年の共有地用益の3倍の額を、それに関わる負担を差し引いて、ゲマインデ金庫に支払わなければならない。但し、その支払いは実際に用益を享受したのちになすものとし、ゲマインデに3年間共有地の用益を譲渡することによってかえることができる。

共有地用益が様々な価値の様々なクラスに分かれている場合には、すべてのクラスの平均的価値の3倍の額が、最上のクラスへの参入の際に支払われるものとする。

用益権者がその額を現金で支払えないとき、その者に割り振られた共有地は、賃貸料によって支払われるべき額が得られるまで、ゲマインデによって賃貸される。

第35条 ゲマインデに市民森林財産が存在するとき、それについても前条までに示された規定に従って支払われるべき額を支払わなければならない。

第36条 新たに受け入れ承認された者は、指示された加入金額、及び存在する場合には市民用益の3年分の額以外のその他の賦課金をゲマインデ金庫ないしゲマインデ評議会に支払う必要はない。それらがこれまでいかなる名目のもとに要求されてこようとも同様である。

第37条 承認がおこなわれるゲマインデ以外の者によってこれまで徴収されてきた市民加入金については、詳細な規定は特別法に留保される。

これまでの徴収額は、これを引き上げることができない。ゲマインデ金庫に納入される加入金に対する取り分もこれを認めない。

第38条 これまで救貧施設や看護施設もしくは他の地域の施設に対する特別の寄付金が慣習的に新たに加入する市民に対して課せられていたところでは、これらの寄付金は今後もお支払われるものとする。その他のゲマインデにおいても、ゲマインデ評議会により、市民委員会の同意と国家官庁の認可を得て、地域の施設への寄付金を取り入れることができる。

第39条 ゲマインデ市民と結婚する婦人は、もしその者が第24条と第31条に含まれている規定を充足し、かつ第19条の意味でのその素行について何らの異議もなされないならば、その承認を拒まれない。

第40条 ゲマインデ評議会及び委員会は、外国人に対し、その者が国家市民権（公民権）取得後市民権を授与される、という暫定的な保証しか与えることができない。

受け入れ承認はその外国人が国家市民権を国家官庁によって与えられた時に初めて発効する。

外国人は内国人の2倍の資産所有を証明し、かつ2倍の加入金（第30条）を支払わなければならない。ドイツ同盟諸国の臣民たる外国人は、資産証明については本邦人と同額でよいが、第30条で定められた額の2倍の加入金を支払わなければならない。

第28条及び第33条にもられた規定は、外国人には、その者が市民の娘もしくは市民の寡婦と結婚するときのみ適用される。

第41条 承認されるべき内国人が法律上の資格を有している時、住民数もしくは承認されるべき者の営もうとする営業が多すぎる、という理由で承認を拒んではない。

第42条 もし承認されるべき者を受け入れることが、ゲマインデにとって特別の価値があると認められる時、人口3000人を越える都市においては委員会の同意の下に、人口3000人に満たない都市及び農村ゲマインデにおいてはゲマインデの同意の下に、持参されるべき資産の全部または一部を削減し、加入金の一部または全部を免除する権利がゲマインデ評議会に与えられる。

ゲマインデ、及び大委員会の置かれる都市においてはこの委員会は、承認されるべき者の品行方正さの資格についても、その基準を緩めることができる。

第43条 加入金及び市民用益への参入に対して支払われる金銭のすべては、基本資産に納入されなければならない。その資本は経常的な支出に振り向けられてはならない。

第 3 節

発効した市民権の効果

第44条 新しい市民は、市民権の発効の日から第1条に列挙された権利を取

得する。共有地用益及び市民森林財産に対する権利に関しては、ゲマインデの憲法と行政に関する法律の第87条がこれを規定する。

第45条 新しい市民は、市民権の発効の同日から、ゲマインデ結合に付随するあらゆる義務を負い、あらゆるゲマインデの負担を引き受ける。

第46条 次の者は、個人的負担が存する限りにおいて、それらを免除される。

- 1) 同時に国家官吏、シュタンデスヘル及びグルントヘルの官吏、聖職者や学校教師であるゲマインデ市民、Accisoren 及び林務官。
- 2) 市長。
- 3) 助産婦の夫。
- 4) 現役の兵士、税関警備兵、憲兵。管区職員及びゲマインデ職員。
- 5) 傷病者。
- 6) 65歳に達した者。

第47条 ゲマインデ役務と置き換えられた金銭負担については、通常何らの例外も認められない。但し、ゲマインデ評議会は、市民委員会の同意のもとに、市民の個別集団毎にこの負担を減免し、もしくは人的役務についてこの法律の認めるもの以外に免除を認めることができる。

第48条 共有地用益及び市民森林財産に関わって存在する負担は、用益に参入したときから、各人がこれを負担せねばならない。

第49条 労働役務を負担する場合には、各人はそれを自らはたすことも、適当な代理人に代行させることもできる。

病気、虚弱、もしくは不在により、またはその他の重大な支障により、個々の場合にその賦役を自ら果たすことのできない市民は、それをゲマインデ評議会によって免除されない場合、代理人の提供の義務はないが、後にその賦役を果たすことを義務づけられる。

第4節

不在者

第50条 ゲマインデ市民が他の国内もしくは外国のゲマインデにその恒常的

な居を定めた時から、そしてその者がかかる他のゲマインデに住居を有している限りにおいて、ゲマインデ総会の投票権、ゲマインデの公職に選ばれる権利、そして共有地用益の分与は停止される。

第51条 1) その恒常的な住居を他のゲマインデに定めることなく、1年間にわたって他のゲマインデに滞在しているゲマインデ市民は、この期間の経過により、不在の継続中は市民用益への権利を失う。但し、同時にその限りでそれに課せられた負担の支払いもまた免除される。その帰還後は、用益部分の最初の開放に際して再び参入する。

2) 上記の者は、ゲマインデの人的役務を果たす必要はないが、その義務づけがなんらかの不動産の所有にかかる負担は、これを分担せねばならない。

3) 本条の規定は、世帯を構成する家族をそのゲマインデに残している者には適用されない。

4) ゲマインデ評議会は、そのゲマインデ市民としての義務を果たすための代理人を置いている不在者に対しても、市民用益を与えることができる。

第52条 前2条の規定は、寡婦に対しても適用される。

不在の継続による市民用益の喪失については、長期であれ短期であれゲマインデの外部で雇用されている市民の寡婦は、除外される。

第53条 その恒常的な住居をゲマインデの外部に移転した者は、毎年市民権確認料 (Rekognition) を支払う義務を負う。但し、その額は2グルデンを越えてはならない。

第5節

ユダヤ人の市民権

第54条 ユダヤ人の市民権については、本法及びゲマインデの憲法に関する法律は適用されない。従って、現行の法律がゲマインデとユダヤ人との法的関係について効力を有する。

第6節

国家官吏の子供の市民権

第55条 国家官吏、将校、及び退役将校の子供は、聖職者及び学校教師の子供も含めて、その父が任用され、もしくはされていたゲマインデにおいて生得の市民権を有する。但し、父があるゲマインデにおいて生得の、もしくは承認によって獲得された市民権を有しているか、あるいはその死亡時に有していた場合はその限りでない。かかる場合には、その市民権が子供に移行する。

第56条 生得の市民権を有しない父が、複数のゲマインデにおいて任用されていた場合には、子供は、これらのゲマインデのうちの一つに居住することにより、他のゲマインデにおける生得の市民権の発効の権利を失う。

第57条 前二条に該当する息子は、彼に帰属する生得の市民権の発効については第10条から第13条までに規定された要件に拘束される。さらに、市民用益に参入しようとするときには、第34条及び第35条において規定された加入金を支払わなければならない。

第58条 (第55条にいう) 子供がその生得の市民権を発効させていないかぎり、貧困の場合にその子を扶助する義務は、国家がこれを負う。

第59条 その他の国家吏員の子供は、市民権が出生もしくは受け入れ承認により父に与えられているところ、または父の死亡当時父に与えられていたところにおいてのみ、市民権を有する。

第7節

様々な集落 (Ort) からなるゲマインデにおける市民権

第60条 複数の集落からなり、一つの共通の領域を有するゲマインデにおいては、その中に居住するすべての市民は、ある集落から他の集落へ自由に移動し、かつそこで自己の営業を営むことができる。

第61条 かかるゲマインデにおいて法律上新たに受け入れ承認されなければならないすべての者は、当該ゲマインデに所属するいずれの集落においてもそ

の住居を定めることができる。

第62条 諸集落が、もしくはゲマインデを構成する集落のいくつかが、別々の領域を有しており、これまである集落から他の集落への移動が自由に行われていた場合には、それが維持される。

第63条 前条にあたらなるとき、固有の領域を持つ集落から他の集落への移動は、移動者が移動先のゲマインデの市民用益への加入金を支払わなければならないかぎりにおいて、あるゲマインデから他のゲマインデへの移動と同様にみなされる。全集落が共通の領域を有していても、ある集落が分離された共有財産を有している場合には同様である。

第64条 いかなる者も、同時に二つの集落において共有地用益及び市民森林財産に加入することはできない。

第65条 一ないし二以上の集落が分離された領域を有している、複数の集落からなるゲマインデに受け入れ承認されようとする者はすべて、いずれの集落に住居を定めようと思っているのかを表明しなければならず、また必要なかぎり、その集落に加入金及び市民用益金を支払わなければならない。

第 8 節

市民権の停止及び喪失

第66条 市民権は、以下の場合停止される。

- 1) 第50条及び第51条の規定により、不在者。
- 2) 貧困のために、その生活の資を公的資金ないし公共施設から受けている市民。但し、この場合の停止は、当該市民がその扶助を受けている限りにおいてのゲマインデの選挙への参加の排除である。
- 3) 禁治産者及び聾啞者。

第3号に掲げられた者にあつては、ゲマインデ総会における投票権、選挙権及び被選挙権が停止される。

第67条 ゲマインデ市民権は、以下の場合にこれを喪失する。

- 1) 国家市民権の喪失。

市民権消滅及びその法的効力に関する民法典の規定は、引続き有効である。但し、市民権消滅者は、その者がかつて市民権を有していた地区に留まり、公的手段による扶助を受けることを請求することができる。

第68条 市民権消滅を宣告された者がその宣告前に用益権を有していた共有地用益に対する市民権消滅者の妻の権利は、市民の寡婦に適用される原則に準ずる。

第69条 さらに次の場合ゲマインデ市民権は喪失される。

- 2) 他のゲマインデのゲマインデ市民権への最終的受け入れ承認。
- 3) 移住ないしは国家官吏への就任のための、そしてその期間中の取消。

第3章

居住権(Einsassenrecht)

第70条 その身分もしくは職業を問わず、また生得の市民権か受け入れ承認による市民権かを問わず、一定の住所を有する国民はすべて、大公国のゲマインデによって自由に受け入れられ、もしくはゲマインデに斡旋されることができ。

第71条 このような故郷喪失者は、かかるゲマインデへの自己及びその家族の受け入れもしくは斡旋により居住権を付与される。

かかる斡旋が行われるに先立って、斡旋されるべき者がバーデン国民とみなされなければならないのかどうか、あらかじめ確認されなければならない。

第72条 居住権は次のような権能を含む。すなわち、あらゆる許された生業を、法律の規定に従って、ゲマインデにおいて営むこと、ゲマインデの公共施設を利用すること、そして最後に、貧困の場合にゲマインデに扶助を請求すること、である。但し、国家が扶助を義務づけられている場合は除く。

第73条 どのゲマインデも故郷を喪失した国民を進んで受け入れようとしない場合には、その者は国家官庁により、以下の規定の遵守のもとにかかるゲマインデの一つに斡旋されなければならない。

- 1) 生得の、ないし受け入れ承認によって取得された市民権を、移住のために

放棄し、かつ実際に移住し、そして他の郷土権 (Heimathrecht) を取得することなく戻ってきた者は、その者が以前に市民権を有していたゲマインデに斡旋される。

2) 5年間にわたってあるゲマインデに中断なく一人でもしくはその家族と滞在した故郷喪失者は、その滞在先のゲマインデに斡旋される。その者が複数のゲマインデに5年間滞在したことのある場合には、最後に5年間滞在したゲマインデに斡旋される。

3) 一つのゲマインデでの5年間の滞在を証明できない場合には、その者が法律上の婚姻をなしたゲマインデに斡旋される。但し、一つの聖堂区に複数のゲマインデが属する場合には、婚礼が行われたゲマインデに斡旋される。

前号までの規定にあてはまらない場合には、

4) 故郷喪失者は、その者が5年には満たないが最近3カ月以上滞在したゲマインデに斡旋される。そして、この規定も適用の余地がないときには、

5) その者が生まれたかもしくは捨て子として発見されたゲマインデの順番になる。

出産援護施設、刑務所もしくはその他の監獄で生まれた子供には、この規定は適用されない。

6) 誕生地をつきとめられないばあいには、故郷喪失者は、その者が最近に滞在したゲマインデか、もしくはその者が補導されたゲマインデに斡旋される。

7) その結婚が国家によって市民的なものとして有効と宣言されている故郷喪失者の妻は、その配偶者が斡旋された地区において居住権を保有する。

第74条 故郷喪失者の寡婦の斡旋は、上述の第73条の第1号から第6号までの規定に従って決定される。

それらの規定が適用されえないならば、その者は、もし夫が生存していたならば指示されたであろうゲマインデに割り振られるものとする。

第75条 故郷喪失者が分離された領域を有する森林において補導されたばあい、その者は、ゲマインデの憲法に関する法律の第153条に従って警察上の監督権が帰属するゲマインデに斡旋される。

第76条 なお親権のもとにある故郷喪失者の子供は、その父が、もしくは非嫡出の子にあっては母が斡旋されている、または両親が生存中に斡旋されたことのある、ゲマインデにおける居住権を保有する。

第77条 ゲマインデへの両親の斡旋時に既に親権から離れた子供の居住関係は第73条の第1号から第6号までの規定に従って判断される。

第78条 婚礼を理由としてあるゲマインデに斡旋されたり、あるいはそこで生まれたり、分離された領域を持つ森林において補導されたりしたことによってあるゲマインデに斡旋された故郷喪失者の場合には、国家が、緊急の場合に保護する義務を負う。その死亡後、その子供についても同様である。

第79条 斡旋されたゲマインデにおいて10年間を大過なく過ごし、刻苦勉励によってその生計を立ててきた居住者に対して、ゲマインデ評議会は、市民委員会の同意の下に、市民権を付与することができる。

第80条 居住者の息子に対しては、その者が25歳に達し、品行方正で、第10条―第13条の規定を充たし、既に10年間にわたってそのゲマインデで大過なく滞在してきた時には、市民権が付与されなくてはならない。但し、その者は、第34条及び第35条の規定に基づいて市民用益の加入金を支払わなければならない。

第4章

市民受け入れ承認手続き

第81条 ゲマインデ市民権受け入れ承認申請は、あらゆる必要書類を添えて、承認を求めるゲマインデのゲマインデ評議会に提出しなければならない。ゲマインデ評議会は、この法律の規定に基づき、受け入れを承認するか拒絶するかを決定しなければならない。ゲマインデ評議会が議決した後、市民委員会、及び第42条の場合にはゲマインデに、直ちに受け入れを拒絶するか承認するかについての同意に関して、意見が聴かれなければならない。

第82条 各々の関係者は、ゲマインデ評議会の議決について、現在及び将来の訴願に関する規定に従って訴願を提起することができる。関係者とは以下の

者をいう。

- 1) 市民受け入れ承認を願い出た者、もしくは故郷喪失者としてゲマインデへの許可を願い出た者。
- 2) 市民受け入れ承認について諮問を受けなかった時の、もしくはその異議が考慮されなかった時の、市民委員会。
- 3) 第15条による、同様の場合のシュタンデスヘル及びグルンドヘル。

ゲマインデの個々の構成員は、ゲマインデそれ自身あるいはツunftなどと同様訴願の権利を持たない。

第83条 訴願が提出された官庁は、常に、法律の規定が正しく適用されているか否か、ついで拒否的な処分を追認するかどうか、ゲマインデが受け入れ承認を義務づけられていないか、についてのみ決定しなければならない。修正裁決の理由は、その都度簡潔に述べられなければならない。

ゲマインデ評議会は、同様に、国家行政官庁の修正裁決に対して、あるいは故郷喪失者の割り当てに関して、上述の訴願の規定に従って訴願をする権能を有する。

第84条 虚偽の申告によって、もしくは誤った書類により、あるいはその不正であることを知っている不正な申告を含む書類により市民受け入れを願い出た者に対しては、ゲマインデ評議会は市民としての受け入れ承認を拒否することができる。さらに、かかる者はその違反行為に対する法律に定められた刑罰を受ける。

第85条 そのような書類もしくは偽りの申告で市民権を手に入れた者も、同様に法律に定められた刑罰を免れない。刑罰以外にその者に対しては、その者がバーデン国民である場合にはゲマインデ評議会の訴えに基づき国家行政官庁により市民権が再び剥奪され、さらに、その者は、以前の故郷たるゲマインデのゲマインデ評議会が故意もしくは重大な過失によって誤った証明書を発行し、それによって他のゲマインデにおける受け入れ承認が引き起こされた場合には、元のゲマインデに戻されなければならない。

支払われた加入金は、その市民権が無効と宣告された者に対しては返却され

ない。

第86条 第85条の場合において受け入れ承認された者が引き戻されない場合でも、本邦人にあつては3年間、外国人にあつては6年間市民用益を失う。

第87条 この訴えは、受け入れ承認の日から起算して1年間に限り提起することができる。

第88条 さらに、誤ったもしくは不正な書類ないし証明書の発行に関与した両親、後見人、官憲当局者等全ての者は、法律に定められた刑罰を免れない。

経過規定

被保護市民のゲマインデ市民権への移行について

第89条 この法律の施行の日から、従来の被保護市民は、これまで関与してこなかった市民用益を別として、ゲマインデ市民権を有する。同時に、ゲマインデ市民のあらゆる義務及び負担を引き受ける。

その同じ時点より、被保護市民が被保護市民として果たさなければならなかったあらゆる特別の人的役務もまた廃止される。

被保護市民が被保護市民として支払わなければならなかった特別のゲマインデ賦課金は、直近の満期日にはじめて廃止される。それまではそれを支払わなければならない。

第90条 これまで生得の市民権の発効に対して特別の手数料を徴収していたゲマインデにおいては、被保護市民は、この法律によって付与されたゲマインデ市民権につき、その者が被保護市民としての受け入れに対して支払った額を差し引いて、第12条に規定された発効手数料を支払わなければならない。

第91条 市民用益の存するゲマインデにおいては、従来の被保護市民は、第34条及び第35条の規定に従い市民用益の年間の価額の3倍の額をゲマインデ金庫に支払わなければならない。この法律の施行の日に市民用益に対して権利と資格を持っているであろうすべてのゲマインデ市民、及び被保護市民が上述の額をゲマインデ金庫に支払った日までに資格を得たすべてのゲマインデ市民が、従来の被保護市民に優先する。

第92条 現在市民用益を保有しているオルト市民の用益部分は、当該市民が生存する限り、従来の被保護市民のゲマインデ市民への受け入れ承認によって、これを削減することができない。

第93条 存在する用益部分が従来の被保護市民に対して十分でないばあい限り、従来の被保護市民は、被保護市民権を承認された順序に従って、将来空きのできた用益部分に参入する。こうした用益部分が空きになる前に、他の市民が受け入れ承認されたり、生得の市民権を有する者がそれを発効させた場合には、これらの者は、従来の被保護市民であって未だ用益部分を与えられていない者と、それらの数と存在する従来のオルト市民の数との割合に従って、参入に関し、対抗する。

第94条 従来の被保護市民が市民用益に関与していたゲマインデにおいては、それらの者はこれまでの方法と大ききで市民用益を保持する。

上述の市民用益の3年分の価値の査定に際しては、同様の基準に従って算定されるべき、被保護市民がこれまで適用されなければならなかった負担額が控除されなければならず、残額のみがゲマインデ金庫に支払われなければならない。

第95条 この法律の施行の日に未だ成年に達していない従来の被保護市民の息子は、その時から市民権を生来有しているものとみなされる。

第96条 ゲマインデ市民と結婚した従来の被保護市民の娘は、資産証明及び購入金に関してはオルト市民の娘と同様に扱われる。

この法律は1832年4月23日をもって施行する。

1831年12月31日、余が大公国政府の名において、カールスルーエにて。

レオポルド

ヴィンター

大公の国王大権の最高命令により

アイヒロット